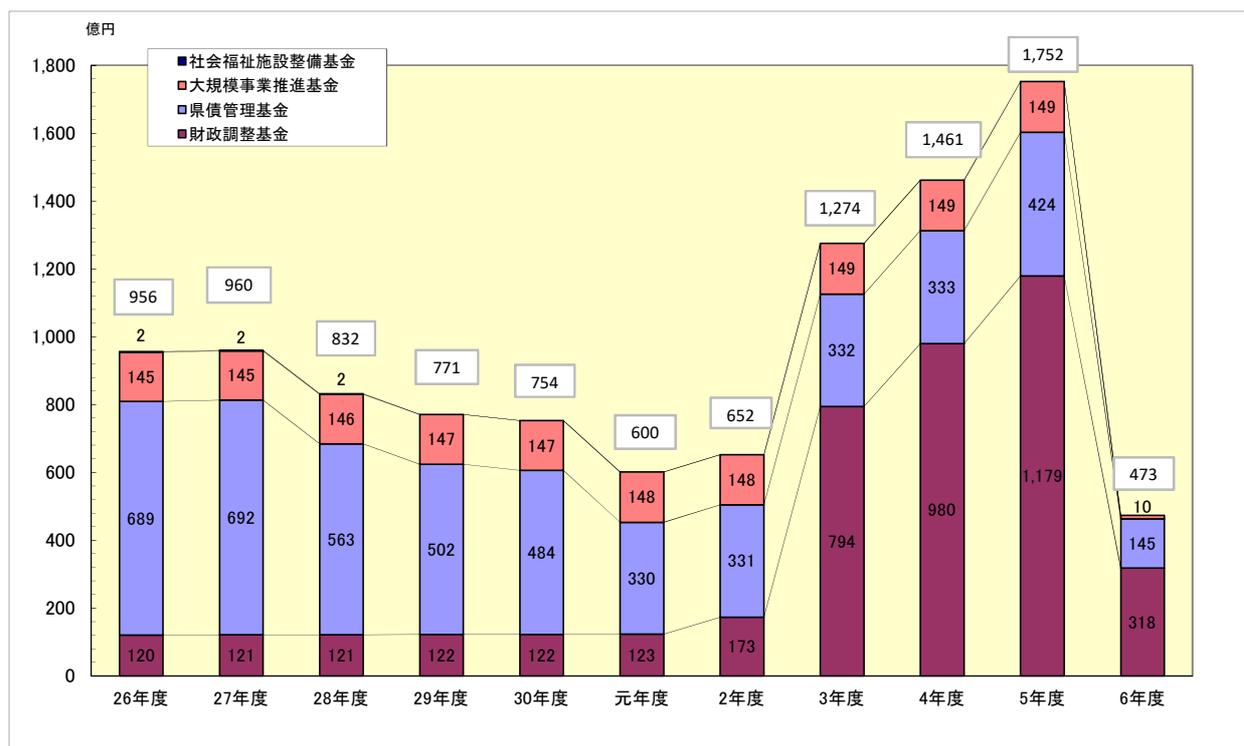


財源調整のための基金の年度末現在高推移

～R5決算、R6当初



(単位：億円)

区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
財政調整基金	120	121	121	122	122	123	173	794	980	1,179	318
県債管理基金	689	692	563	502	484	330	331	332	333	424	145
大規模事業推進基金	145	145	146	147	147	148	148	149	149	149	10
社会福祉施設整備基金	2	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-
計	956	960	832	771	754	600	652	1,274	1,461	1,752	473

※県債管理基金には、満期一括償還方式の県債の積立金は含んでいない。

※大規模事業推進基金には、さいたまスーパーアリーナの管理に関する年度別協定書に基づく負担金の積立額は含んでいない。

※端数処理の関係上合計が一致しない場合がある。

※令和6年度見込は、令和5年度決算を反映した見込み。

◆ 用語説明 ◆

●基金

特定の目的のために、財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けられる資金・財産。県には令和6年3月31日現在33の基金がある。このうち、財政調整基金、県債管理基金、大規模事業推進基金の3つを「財源調整のための3基金」として、一般会計の収支不足額の補填のために活用している。なお、平成28年度まで、社会福祉施設整備基金も含めて「財源調整のための4基金」として活用していた。

●財政調整基金

年度間における財源調整を行い、県財政の健全な運営に役立てるため昭和36年に設置。

●県債管理基金

県債の償還及び県債の適正な管理に必要な財源を確保し、将来にわたる財政の健全な運営に役立てるため昭和54年に設置。

●大規模事業推進基金

公共交通機関、公共施設、公用施設の大規模な事業の円滑な推進に要する経費の財源に充てるため平成元年に設置。

●社会福祉施設整備基金

社会福祉事業に関する施設を総合的かつ計画的に整備するために要する経費の財源に充てるため昭和43年に設置。平成28年度末で社会福祉施設整備基金は廃止され、残高は公共施設長寿命化等推進基金に引き継がれた。